

## 新春のお慶びを申し上げます

ようやく下火になったかと思っていたコロナ感染がオミクロン株への変異で暮ごろより不気味な気配を見せております。まだまだマスク、手洗い、三密を避けることは必要です。3回目のワクチン接種も医療従事者から始まりました。65歳以上の方で集団接種をされた方には市から日時指定の通知が届きます。都合が悪い場合は通知に記載された所に連絡して変更をお願いします。

個別接種の方は、接種券が届きましたら医療機関に接種予約をして下さい。

西田町の永年の懸案事項でありました高野・三町目上の上水道の本管敷設は終了して道路復旧工事が最終段階です。現在、各家庭の引き込みが突貫工事で行われております。

大田2号線の法面工事は難工事の為に工期が伸びておりましたがもうすぐ終了します。

本年も気合を入れて一つ一つ取組んで参りますので皆様のご指導・ご鞭撻を宜しくお願い致します。

本年が皆様にとって幸多き安寧な年であること、さらには地域の無事故無火災をご祈念申し上げます。

なお、議会においては、令和3年9月から建設水道常任委員会に所属し、議会運営委員会副委員長として活動しております。

令和4年1月吉日

郡山市議会議員 會田一男



作: 本家大黒屋

## 議会活動報告

郡山市議会12月定例議会が、12月2日から12月17日に開催されました。

今回の定例会においても、會田一男市議会議員が12月9日(木)一般質問に登壇し、一問一答方式で活発な論戦をくり広げられておりましたが、終盤に入り突然「質問、答弁打ち切り！」の議長声明があり、何とも奇異な終り方で傍聴者は啞然としてしまいました。

後で確認したところ、議員の持ち時間(今回は1時間)内に終わらなければ、1時間経過時点で質問なり答弁は打ち切りとする議会運営方針とのことでした。

会報では、一般質問の中から皆様に身近に関する事案を抜粋して掲載しております。

### 質問 太陽光発電設備の設置について

再生可能エネルギーとして、風力や太陽光発電等があります。CO2削減への効果としては、生産・建設に係るCO2発生は、後の生産電力から比してごくわずかなものだと思います。

しかしながら、特に太陽光発電設備のソーラーパネルにより、私たちの生活に及ぼす影響は少なからずあると考えます。

そこで以下伺います。

#### (1) 太陽光発電設備の設置に係る森林伐採について

森林への太陽光発電設備の設置に伴い、1ヘクタールを超える森林開発を行う場合、福島県への林地開発許可が必要となります。しかし、小規模な太陽光発電設備の設置であっても、森林伐採が進められれば、森林の保護の観点から問題だと思えます。

さらに、これまで森林によって雨水の浸透・保水機能を果たされていたものが、ゲリラ豪雨等で一気に流れ出し災害を引き起こす恐れもあります。  
そこで以下伺います。

### ① 届出件数の推移について

1ヘクタール以下の小規模な太陽光発電設備の設置に伴う森林伐採については、郡山市への届出制度がありますが、小規模な太陽光発電設備の設置を目的とした届出件数の推移を伺います。

**答弁**：答弁は農林部林業振興課

- ・ 保安林以外の1ヘクタール以下の開発行為で木を伐採する場合は、森林法第10条の8第1項により、市への伐採届出が規定されております。
- ・ その伐採届の過去5年間の推移は、2017年度の伐採届61件のうち太陽光発電目的が19件(31%)、2018年度は43件のうち14件(33%)、2019年度は49件のうち7件(14%)、2020年度は95件のうち11件(12%)、今年度は11月末現在で34件のうち5件(15%)で太陽光発電目的の合計は56件となっております。
- ・ その56件の地区別件数は、田村地区25件、西田地区9件、三穂田地区6件、中田地区及び旧市内がそれぞれ5件、日和田地区3件、安積、逢瀬及び富久山地区がそれぞれ1件となっております。

### ② 届出の際の指導・助言について

福島県では「森林の持つ災害を防ぐ働きへの影響、水害を防ぐ働きへの影響、水源をかん養する働きへの影響、日常生活の環境を守る働きへの影響がないように」との目的で、林地開発許可を行っているとのこと。

本市においても、森林の保護・雨水の浸透・保水機能の保全の観点から、県の林地開発許可に準じたような指導・助言を行うことが必要と考えますが、当局の見解を伺います。

**答弁**：答弁は農林部林業振興課

- ・ 届出の際の指導・助言については、国や県は森林の有する公益的機能の適切な発揮を確保するため、森林法に基づく諸制度により、森林の保全と適正な利用を図っております。
- ・ 一方、保安林以外の1ヘクタール以下の開発行為については、森林法による指導・助言を行うための規制はありませんが、全国で森林等での太陽光発電施設の設置を目的とした開発が増加し、土砂災害や景観問題などの事例が発生しております。
- ・ 今後については、国の法整備の動向に注視しながら、引き続き、国や県へ規制のための法整備を要望して参ります。

## (2) 埋蔵文化財包蔵地内への太陽光発電設備の設置について

私が住む西田町でも太陽光発電設備のソーラーパネルが設置されているところがあり、今後埋蔵文化財包蔵地内に設置する計画もあると伺っております。

本市の重要な埋蔵文化財が眠っている可能性のある土地の上で、太陽光発電設備の設置のための伐採や伐根、造成、仮設道路の整備、機材の運搬等が行われることで、埋蔵文化財への影響が危惧されます。

そこで、埋蔵文化財包蔵地内への太陽光発電設備の設置については、文化財保護法第93条第1項の規定に基づく届け出が必要となるのか伺います。

**答弁**：答弁は文化スポーツ部

- ・ 埋蔵文化財包蔵地内への太陽光発電設備の設置については、文化財保護法第93条第1項において、「発掘に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届けなければならない。」と規定されております。  
したがって、開発者は、工事に着手する60日前までに届出を行う必要があります。
- ・ 本市においては、文化財保護法に規定する届出の義務や、市内1,200箇所の埋蔵文化財包蔵地に関する情報について、宅地建物取引業協会などを通じ、広く周知する

とともに、2013年に市ウェブサイトで埋蔵文化財包蔵地を把握しやすくするため、分布図を検索・閲覧できるシステムを整備したところであり、今後も、埋蔵文化財の適正な保存に資するよう努めてまいります。

## 【質問】 地域の安全確保について

### (1) 町内会への加入促進について

最近、高齢化のほか、町内会への加入者の減少等により、町内会等主催の草刈りやゴミ拾い等の活動に支障が生じております。

町内会加入者の減少により、地域のコミュニティが希薄となり、町内会の役員の方々からは「町内に管理の行き届かない土地があっても誰の土地であるかわからず対応できない」、「どのような住民が住んでいるかわからず不安である」、「災害時の避難の際に隣近所の協力体制が確保できない」などの声があります。

町内会等は任意団体ですので加入は自由ですが、生活圏の環境維持や災害時の避難体制など、安全・安心を確保するため、町内会への加入を促進することは重要だと考えます。

そこで、町内会への加入促進の取組について伺います。

**【答弁】** : 答弁は市民部市民・NPO活動推進課

- ・町内会への加入促進ですが、プライバシーの尊重は当然ですが、町内会に加入していただき自助・共助していただくことは、市政の発展、福祉の向上に大事なものと認識しております。
- ・本市においては、郡山市自治会連合会との協働で加入案内チラシを作成し、転入・転居届けの際に窓口で配布するとともに、市民課テレビモニターやWebサイト等により町内会等への加入を呼びかけております。
- ・2016年度からは、本市特産品を贈る「加入促進キャンペーン」を実施した結果、新規加入世帯は、本年11月末現在で累計1,086世帯となっております。
- ・昨年10月2日には、郡山市自治会連合会、福島県宅地建物取引業協会郡山支部、全日本不動産協会福島県本部及び本市の4者による「郡山市における町内会への加入促進に関する協定を締結し、不動産会社窓口での加入案内にご協力いただいております。

### (2) 市道沿い樹木等の適正管理の啓発について

私有地の立木の倒木や木障りになった枝などで交通事故が起きた場合は所有者に損害賠償の義務が生じるだけでなく、通行者のけが等にもつながります。

そこで、市道における安全な通行環境を確保するため、「立木は大きくしないようにしましょう」等の啓発を行い、市民の皆さんに、「自分事（じぶんごと）」として取組んでいただくことが重要と考えます。

そこで、市道沿い樹木等の適正管理の啓発の取組みの状況について伺います。

**【答弁】** : 答弁は建設交通部道路維持課

- ・市道沿い樹木等の適正管理の啓発については、市のウェブサイトにおいて、樹木の張り出しが接触事故の原因となる恐れがあることや、強風等により倒木する可能性があることを、道路法、民法等の関連法令とともに広く周知しております。
- ・樹木が市道の通行に支障となる情報が寄せられた場合には、その所有者に剪定や伐採について、お願いや指導を行っております。
- ・市道における倒木が発生する恐れがある場所を毎月1回、職員によるパトロールを実施し、所有者に指導を行うなど、樹木の管理を適正に行っていただけるよう啓発を図っております。

## 【質問】 オンライン診療等について

西田地区の開業医院であった西田診療所が閉院して約1年半となりました。

今まで医師会等への働きかけをも行って参りましたが、新たな開業医を見つけることは立地条件から非常に困難であることもわかりました。

このように、郊外の診療所の閉鎖等により身近な医療機関がなくなり、必要な診療が受けられなくなる高齢者等の交通弱者への対応や、新型コロナウイルス感染症対策、新しい生活様式への対応など、今後オンライン診療の必要性が高まってくると思います。

このような中、市内のオンライン診療に対応している医療機関は、本年10月31日現在で、3つの歯科を含む28の医療機関となっています。

医療機関側ではオンライン診療の設備は整っているとしても、患者さん側の設備はどのようなものが必要なのかと考えますと携帯一つだけでは済みそうにないというのが現実だと思います。

そこで以下伺います。

## (1) オンライン診療の課題について

オンライン診療については、移動することなく診察を行うことができるといったメリットがある一方、処置や検査は遠隔では不可能といった課題もあると考えるがオンライン診療の課題について当局の見解を伺います。

**答弁** : 答弁は保健福祉部 保健所 健康政策課

- ・ オンライン診療の課題については、医療機関と患者双方の通信環境整備に係る費用負担、個人情報の保護やなりすましの防止などのセキュリティの確保等の課題はもとより診療においては、触診ができず問診、画像、音声が中心となる限定的な情報で行わざるを得ないこと、患者情報の少ない初診の患者への診療が困難であること。
- ・ 市民のオンライン診療に対する理解が深まることが重要であり、直接患者に接する外来診療や在宅診療と比較して、さまざまな課題があると認識しております。

## (2) オンライン診療の普及等に向けた取組みについて

医師と患者間の遠隔医療サービスは「オンライン診療」、「オンライン受診勧奨」、「遠隔健康医療相談」の3つがあるそうですが、このうちのオンライン診療は事前に初診を受けていることが条件で、かかりつけ医であって、定期的に受診している慢性患者に限られ、いつもの持病の薬の処方ができるというのが厚生労働省が示したオンライン診療の形だと思えます。

現在、コロナ禍においては条件付きで初診から可能であるとの事務連絡が出ています。

保健所でお話をお伺いしたが、市内のオンライン診療に関しては緒についたばかりで、まだまだ体制が整っていないように感じました。

今後、オンライン診療の普及のためには、医療機関側・患者側の機器の整備なども必要になります。

そこで、本市としても将来のオンライン診療の普及に向けた取組みについて調査研究していく必要があると思いますが、当局の見解を伺います。

**答弁** : 答弁は保健福祉部 保健所 健康政策課

- ・ オンライン診療の普及等に向けた取組みについては、令和2年4月10日付厚生労働省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」において、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について、患者から電話等により診療等の求めを受けた場合、医師の判断により、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこととされました。
- ・ 本市においては、10月末現在で、歯科を含め初診から対応を行う医療機関11施設、再診での対応を行う医療機関29施設がオンライン診療に取り組んでおります。
- ・ この結果、令和3年4月から10月末現在で初診、再診を含め延べ1,306回の診療が行われております。
- ・ 当該制度に関しては、厚生労働省において、来年4月の恒久化をめざして検討が進められていることから、今後示される新たな方向性等に速やかに対応できるよう、その動向を注視するとともにオンライン診療の普及等に向け適切に対応して参ります。

以上